平成２１年（フ）第６４９号
宮崎県西都市大字右松1907番地１　コアコートファミールＣ―103号室、前住所宮崎県西都市有吉町２丁目７番地
債務者　片山　吉則
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８０号
北海道旭川市曙１条８丁目２番14号ホワイトコーポラス12号
債務者　今出　房夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月22日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１０号
札幌市南区藤野３条４丁目３番23号
債務者　仲西　　憲
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋谷　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５号
福島県須賀川市舘ケ岡字重郎内66番地
債務者　古川　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
新潟市東区山木戸１丁目３番10号　第５長岡土地アパート１Ｆ―１号
債務者　平岩　　修
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８１号
福岡市西区生の松原２丁目６番21号
債務者　橋本公伸こと　橋本　　晋
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８０１号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ35―102号
債務者　中田　恵三
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　安徳
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３９５号
福岡市東区香椎３丁目３番51号
債務者　髙宮　里香（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７７号
函館市陣川町123番地51
債務者　山下　修一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４８５号
函館市東山２丁目４番12号
債務者　村田みずほ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
群馬県沼田市白沢町上古語父103番地１
債務者　瀧　　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２７４９号
愛知県北名古屋市弥勒寺東１丁目95番地　ツインハイツみろくＥ103号
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３１号
静岡県伊豆の国市四日町1096番地
債務者　雨宮　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９５０号
福岡市博多区東光寺町１丁目５番７号
破産者　有限会社ルネサンス
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６９号
福岡市城南区長尾３丁目10番７―301号
破産者　宮川　卓也
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０２号
福岡県福津市中央６丁目20番13―806号
破産者　株式会社夢と希望
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈38番地１
破産者　株式会社協進設計
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５３８号
埼玉県熊谷市佐谷田2724番地１
破産者　埼玉車体有限会社
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４８号
岡山市北区谷万成１丁目21番１号
破産者　河合　行利
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部